



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第608号 令和5年7月14日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
335	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
336	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
337	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
338	道路の供用を開始する件	道路整備課

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
11	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
84	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
85	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
86	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

【公安委員会告示】

番号	表	題	担当課名
8	指定講習機関から代表者の変更について届出があった件		
9	運転免許取得者等教育を行う者から代表者の変更について届出があった件		

徳島県告示第三百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	種類		
株式会社森介護事業所	板野郡藍住町矢上字原一九〇番地一	ここはあと介護サービス	板野郡藍住町矢上字原一九〇番地一	訪問介護		令和五年七月一日
株式会社S&T	徳島市大原町内開八四番地の七	なのはな訪問介護事業所	徳島市大原町内開八四番地の七	訪問介護		
ノヴィルタクシーサービス徳島東株式会社	徳島市沖浜東三丁目一五番地	ノヴィルタクシーサービス徳島東株式会社	徳島市津田海岸町一九八	同		
那賀町に陽はまた昇る株式会社	那賀郡那賀町仁宇字学原二二六番地三	デイサービスセンター・オレンジエクスプレス	阿南市羽ノ浦町古庄大坪原四二七	通所介護		
医療法人敬愛会	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂五番地	訪問看護ステーションこはる常三島	徳島市助任橋四丁目一三の三	訪問看護		

<p>セントケア四国株式会社</p>	<p>一 香川県高松市中新町一 番地</p>	<p>セントケア訪問看護ステーション吉野川</p>	<p>吉野川市川島町三ツ島字北新田四八二 玉水倉庫一階</p>	<p>同</p>	<p>同</p>
--------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------------	----------	----------

徳島県告示第三百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
医療法人敬愛会	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂五番地	訪問看護ステーションこはる常三島	徳島市助任橋四丁目一三の三	介護予防訪問看護	令和五年七月一日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町一番地一	セントケア訪問看護ステーション吉野川	吉野川市川島町三ツ島字北新田四八二 玉水倉庫一階	同	同

徳島県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月十四日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿南市羽ノ浦町 那賀川北岸土地改良区	令和五年六月二十日

徳島県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年七月十四日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

29	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島環状	徳島市国府町川原田字西野三 二番一地从先から 同 一番一地从先まで	五九九・八	令和五年七月十四日

徳島県病院局管理規程第十一号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月十四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）

6 職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて管理者が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合においては、第七条及び第十五条第一項の規定は、適用しない。

7 前項の規定により支給する感染症防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして管理者が定めるものに従事した場合にあつては、四千元）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて管理者が定める額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年七月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、九三二人

徳島県選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年七月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
美馬	一〇、二二一人

徳島県選挙管理委員会告示第八十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年七月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六八、九三二人

徳島県公安委員会告示第八号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定に基づき、指定講習機関から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十四日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

株式会社 小松島自動車教習所	指定講習機関の名称	
小松島自動車教習所	講習を行う事務所の名称	
代表者の氏名	変更事項	
平山 洋介	変更前	内容
平山 貴郎	変更後	
令和五年七月一日	変更年月日	

徳島県公安委員会告示第九号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十四日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称		変更事項	内容		変更年月日
株式会社 小松島自動車教習所	小松島自動車教習所		代表者の氏名	変更前 平山 洋介	変更後 平山 貴郎	令和五年七月一日